

平成 2 3 年度

科学研究費補助金  
執行要領

福岡歯科大学・福岡医療短期大学

## 科学研究費補助金の執行について

文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会において、科学研究費補助金に係るルール全般の整理及び見直しが行われ、従来の「科学研究費補助金の取扱いについて（H15.5.23付け15文科振第92号）」が廃止になり、平成16年度から新たに「使用ルール」が定められました。これに伴い、福岡歯科大学および福岡医療短期大学（以下「本学」という。）における科学研究費補助金の執行について以下のとおり取り扱うこととします。

科学研究費補助金の財源は国民の貴重な税金によって賄われています。従って、補助金の使用にあたっては、交付決定時に配付される「補助条件(使用ルール)」及び「科研費ハンドブック(研究者用)」やこの執行要領を遵守しなければなりません。さらに、平成19年10月16日施行の『福岡歯科大学における競争的資金等の取扱いに関する規則』、『福岡医療短期大学における競争的資金等の取扱いに関する規則』についても、熟知しておく必要があります。

### 科学研究費補助金の経理・執行について

研究代表者及び担当事務課は、研究費の支出状況を常に把握し、公正且つ最小の費用で最大の効果をあげられるような経費の効率的支出に努めなければなりません。実際に研究費を使用できる期間は6月初旬から3月初旬までの約9ヶ月間ですが、この期間内に交付申請書に記載した研究計画に従って、補助金を有効に活用して研究を遂行していただくこととなります。従って、11月以降に備品を購入したり、年度末に消耗品等を一括購入して補助金を使用している場合は、会計検査院の実地視察等において、本来の研究の在り方に外れているとして、厳しい指摘を受けることとなりますので、研究費の計画的な使用についてご留意いただくようお願いします。

#### 1. 補助金の管理

直接経費は、適切な名義者の銀行口座に預金する等により適正に保管し、研究機関で管理することと定められております。本学では、機関管理の観点から、西日本シティ銀行原支店に大学長、短大学長名義で預金口座を開設し、財務課 財務係において一括管理します。事務手続きの都合上、通帳の印鑑は総務課長の印鑑を使用し、支払いは財務課 財務係で行います。

なお、研究に必要な物品の代金を研究担当者が業者に直接支払う **立替払いは原則として出来ません**。

他の研究機関の研究代表者から配分を受けた補助金については、研究機関により取り扱いが異なることもあり、個別に通帳を作成し管理します。

#### 2. 利息の取扱い

銀行預金口座で補助金を管理しますが、8月に上期利息が、翌年2月に下期利息が、更に預金口座の解約に伴って解約利息などが発生することとなります。預貯金により生じた利息につきましては、事務局で科学研究費補助金の執行に係る費用として消耗品等の共通の事務費として使用しますのでご了承願います。これにより、補助金の実支出額は交付額と同額となります。

なお、他の研究機関の研究代表者から配分を受けた補助金については、解約利息も含め研究分担者が全額使用してください。

### 3. 物品の発注について

研究に必要な物品（図書含む）の発注は、**財務課 用度管理係**が行い、研究者が直接業者に発注することはできません。物品購入の際は財務課 用度管理係へ「購入・支払依頼書」（別紙1）を提出してください。

### 4. 支払い手続きについて

補助金の支出は、交付申請書に記載した下記の支出費目に従って実行してください。物品費以外の費目についてもすべて「購入・支払依頼書」を作成し、必要書類を添えて事務局へ提出していただくことになります。**費目により提出先が異なりますのでご注意ください。**

- (1) 「物品費」… 物品を購入するための経費
- (2) 「旅 費」… 研究代表者、研究分担者、連携研究者及びその他研究への協力をする者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）
- (3) 「謝金等」… 研究への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等）をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費（雇用契約を行う場合は、研究機関が契約の当事者となること）
- (4) 「その他」… 上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用））

### 5. 振込手数料の負担について

振込手数料は、学園の取引業者との間では原則として業者側が負担することになっていますが、そうでない業者の場合もあります。振込手数料の負担を必要とする場合は、科学研究費補助金の「その他」から支出することになります。従って支払関係書類を提出する際、どちらが振込手数料を負担するかを業者と個別に相談した上で、「購入・支払依頼書」の手数料負担区分欄にチェック（レ印）を付けて、負担区分を明らかにしてください。郵便振替についても同様の取り扱いとします。

なお、銀行等の振込手数料負担額は平成23年4月1日現在、次のとおりとなっています。

区 分	西日本シティ銀行の本支店宛のもの	西日本シティ銀行以外の銀行宛のもの	ゆうちょ銀行の振込手数料は原則として下記のとおり
3万円未満	315円	630円	120円
3万円以上	525円	840円	330円

## 6. 収支簿の作成

研究代表者は、収支簿（様式B-1）を必ず作成し、常に自らの研究費について、その支出状況や使用残高などを把握しておく必要があります。また、他の研究機関（他大学）の研究分担者に補助金を配分した研究代表者は、自らの研究費のみならず、他機関の研究分担者の研究費の支出状況についても、定期的に報告を求めるなど、交付決定通知書の補助条件に違反することとならないように細心の注意を払うこととされています。事務局から必要に応じて使用状況をお知らせしますので、ご自分の収支簿との照合確認をお願いします。

なお、平成20年度から、研究代表者と同一の研究機関に所属する研究分担者についても、分担金の配分を必ず受けなければならないので、研究代表者と同一の研究機関に所属する研究分担者の収支管理を、『収支簿』については研究代表者の収支簿上で行い、分担金を支出する際は、分担者氏名記載と押印した『科学研究費補助金 購入・支払依頼書』（別紙1）において処理することとします。（別紙1記載例参照）

## 7. 支払い期限

研究代表者は、科学研究費補助金の使用額を2月下旬までに確定し、支払いについては3月31日までに完了するようにお願いします。（備品、消耗品などの発注及び納品を当該年度内に完了し、補助金の支払いを全て完了していること。）**「購入・支払依頼書」の提出期限は、設備備品：10月末まで、その他の物品費：2月15日までとします。また、2月末までに納品及び関係書類の提出がすべて完了することを条件とします。**なお、平成15年度から繰越制度が導入され、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない理由で研究が予定期間内に完了しない見込みとなった場合に、手続きを経て研究費を翌年度に繰越して使用することができます。繰越申請するには、文部科学省へ事前相談する必要がありますので、繰越しの要件に合致すると思われる場合には、相談窓口（総務課・庶務係）までご連絡をお願いします。

※実際の繰越申請は例年2月中旬となっておりますが、要件が発生した場合は、その都度相談窓口へ連絡ください。

## 8. 研究費の混同使用

研究費は、間接経費や他の経費（研究機関の経常的研究費、他の補助金等）に直接経費を加算して、一個又は一組の物品を購入したり、印刷物を発注することはできません。

ただし、旅費については、科学研究費補助金の用務と他の用務をあわせ一回の出張とする場合は、直接経費と他の経費との負担区分を明らかにして支出することができます。また、独立性のある設備備品の附属品の購入のための経費の使用は差し支えありません。

## 9. 直接経費の使用制限

交付申請書記載の研究目的以外のものや、研究と直接関係のないものへの使用が禁じられているのは勿論のことですが、次の経費としての使用も認められていません。

- (1) 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く）
- (2) 研究機関で通常備えが必要な備品を購入するための経費
- (3) 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (4) その他、間接経費を使用することが適切な経費

※ 科研費は国民の税金でまかなわれています。ルールに従い正しく使用してください。

## 支出費目別手続きについて

### 1. 物品費（設備備品、消耗品等）

物品購入の際は、**財務課 用度管理係**へ別紙1の「購入・支払依頼書」を提出してください。  
発注は財務課 用度管理係が行い、研究者が直接業者に発注することはできません。業者の方にもその旨を指導しています。

#### 【納品検査（検収）】

出入業者からの購入物品は、納品時に**財務課 用度管理係**にて検収を行います。財務課では検収の際、請求書（4枚）のそれぞれの欄外に“検収済”の印判を押印した後、請求元に納品させます。研究室は3枚目の納品書（副）、業者は4枚目の社控を受領します。

遠方業者からの納入物品は、研究者等が物品と請求書及び納品書を財務課に持参し、財務課担当者の検収を受けて下さい。

また、財務課での検収不可能な物品（例：大型機器、実験動物等）の検収については、財務課担当者が請求元で行いますので納品時に研究者等が財務課に連絡して下さい。

なお、財務課担当者の検収印が確認できない物品については支払わないものとします。

#### 【設備備品の範囲】

- ① 1個又は1組の価格が50万円以上で耐用年数が1年以上の物品をいいます。 ※パソコンを購入する場合、本体と基本ソフトを合算した額が取得価格となりますので、50万円以上であれば設備備品、50万円未満であれば消耗品として取り扱います。

なお、応用ソフト（ワープロソフト、表計算ソフト、画像編集ソフト等）は、価格に関係なく消耗品となります。

- ② 図書については、価格に関係なく設備備品として取扱いますが、小冊子や雑誌、資料集のほか一時的な利用価値しかないもの、頻繁に改訂されるなどの永続的に図書資料としての価値を保てないと判断できるものは消耗品とみなします。又、コンピュータの機種やソフトに関する解説書及び取扱説明書なども消耗品であり図書には該当しません。これら以外は図書であり研究機関の資産になります。

#### 【購入した設備備品の寄付】

購入した設備備品（図書を含む）を納品後、研究代表者は直ちに所属する研究機関（大学・短大）に寄贈しなければなりません。「物件寄贈申込書」（別紙8）に所要事項を記入し、必要書類「見積書・請求書・納品書・カタログ」を添え、財務課 用度管理係に提出してください。

なお、図書の寄贈については「物件（図書）寄贈申込書」（別紙9）により、**情報図書館課**で行ってください。

#### 【留意事項】

- ① 設備備品の購入は年度内に十分使用できるよう、あらかじめ研究代表者、事務局及び納入業者と打ち合わせ等を行うこと。
- ② 設備備品の製造に必要な資材の不足、高騰等により入手希望日までに入手できないような事態とならないよう交付内定時から十分な配慮を行うこと。
- ③ 備品の購入総額は、補助金額の90%未満とすること。

## 物品購入に伴う整備すべき証拠書類

区 分	見積書	納品書	請求書	領収書	契約書	検査調書
200万円を超える場合	必 要	必 要	必 要	必 要	必 要	必 要
150万円以上200万円以下の場合	必 要	必 要	必 要	必 要	必 要	省略できる
100万円以上150万円未満の場合	必 要	必 要	必 要	必 要	必 要	省略できる
100万円未満の場合	必 要 困難な場合は省略できる	必 要 困難な場合は省略できる	必 要 困難な場合は省略できる	必 要 困難な場合は省略できる	省略できる	省略できる

他の研究機関の研究者等から分担金を受入れた場合は、消耗品であっても見積書が必要とされるなど、本学での取扱いと一部異なる処理が求められたりしますので、研究代表者に充分確認をしようとして執行しなければなりません。

## 2. 旅費（国内旅費、外国旅費）

旅費は主に研究代表者や研究分担者が、当該研究を遂行するための資料収集、各種調査、研究の打合せ、補助金の対象となった研究の成果発表などのために出張しなければならない場合、あるいは研究に協力する者が依頼された業務のために出張しなければならない場合に支出することができます。

旅費請求の際は、「購入・支払依頼書」と「旅費受領書」（別紙2）を揃えて**総務課 庶務係**へ提出してください。なお、補助金は年度で区切られるため、年度をまたぐ出張は如何なる理由でも認められません。

また、翌年度実施される学会等の旅費を今年度の直接経費から支出することはできません。

### (1) 出張手続き

#### ① 本学の研究者が出張する場合

事前に「出張申請書」及び「旅行命令簿」を総務課 庶務係へ提出し、学長の許可を受けなければなりません。用務地の記入は、例えば東京都△△区、△△市△△町などと正確に記入してください。また、用務先は、〇〇大学〇〇学部、〇〇研究所〇〇部門など詳細に記入してください。

#### ② 学外の研究分担者が出張する場合

ア. 研究分担者の所属機関長に対して「出張依頼書」（別紙3）により出張依頼を行ってください。（学長から出張者の所属機関長宛の依頼になりますので期間に余裕をもって手続きをしてください。）

イ. 研究代表者は、研究分担者に対し当該研究機関内での出張手続きを行うよう要請し、研究分担者から所属機関の出張命令書を徴してください。出張依頼書および出張命令書の写しが必要となります。

#### ③ 学生等に資料収集等の協力を依頼した場合

学生等に資料収集等の協力を依頼した場合に要する経費は、資料収集等に対する謝金（1日当たり概ね7,600円）に、旅行に要した実費を加え「謝金」として取り扱ってください。

## (2) 旅費の計算

### 【国内旅費】

- ① 「学校法人福岡歯科学園教職員旅費規程」に基づいて算出してください。これにより算出された額を上限とし、申し出により減額したり、あるいは支出しなくてもあります。(打ち切り支給など) なお、旅費は原則として事後精算払いとします。
- ② 航空機を使用した場合は、原則として航空会社の割引制度を活用し、往路及び復路の路程が同じである場合は往復割引運賃を、往復割引運賃の設定がない期間は普通運賃を上限として支給します。なお、出張の事実確認のための航空券の半券(紛失した場合には航空会社が発行する搭乗証明書)及び航空運賃の実費証明のため領収書を必ず添付してください。
- ③ 出張先で知人宅、大学の宿泊施設、共済組合の施設など規定の宿泊料より安価な料金の施設に宿泊した場合などは日当・宿泊料を減額するなど、実態に見合った処理を心掛けてください。
- ④ 旅行命令によらず、市内等の地区内を移動する場合の電車賃、バス賃、タクシー代などは、旅費ではなく「その他」として取り扱い、これに要した実費のみを支出してください。
- ⑤ 旅費請求書の提出時に「出張報告(記録)書」(別紙4)も合わせて提出してください。

### 【外国旅費】

- ① 「学校法人福岡歯科学園海外出張旅費規則」を準用して算出してください。  
外国旅費においても国内旅費と同様に、出張の事実確認のための航空券の半券(紛失した場合には航空会社が発行する搭乗証明書)及び航空運賃の実費証明のための領収証を必ず添付してください。  
なお、外国旅費を支出する場合は、第3種研修派遣の手続きに時間を要しますので、予め総務課 庶務係に相談されますようご留意願います。

※ 請求書または領収書にホテルの宿泊料等が含まれたものは、航空運賃の実費を証明できる書類とはなり得ません。また、宿泊料に機内泊分は含みませんのでご留意下さい。

$$\text{外国旅費} = (\text{運賃}) + (\text{日当} \times \text{日数}) + (\text{宿泊料} \times \text{夜数}) + (\text{支度料})$$

## (3) 出張報告等の提出

旅費を使用して出張した場合は、**旅費請求書提出と同時に**当該出張の日程、目的等を記載した「出張報告(記録)書」(別紙4)を作成し**総務課 庶務係**へ提出してください。また、場合により、下記の書類を添付する必要があります。

- ① 学会等において、科学研究費の成果の発表を行った場合は、発表スケジュールの入ったプログラム等を出張報告書に添付するなど、科学研究費補助金による研究との関連を明らかにしておいてください。なお、国際学会等において当該研究の成果等の発表を行う場合は、研究代表者及び研究分担者に限られます。
- ② 会議等の場合は、当該会議等の「議事概要等の記録」を出張報告書に添付してください。
- ③ 外国に居住する研究者を招へいた場合は、研究代表者が招へいの必要性及び招へい研究者の当該研究計画の遂行に果たす役割等を記した書類(任意様式)を出張報告書に添付してください。

※ 旅費の不正支出(カラ出張等)については会計検査院の实地調査でも関係書類についてより一層時間をかける傾向にあり、用務先に確認を行ったり、研究者に説明を求めるなど厳密な検査が実施されると思われますので、用務、用務先等の記入は求められている内容を正確かつ詳細に記入するようご留意願います。

### 3. 謝金等

謝金を支出する場合は、「領収書(謝金)」(別紙5)に所要事項を記入し、「購入・支払依頼書」とともに**総務課 庶務係**へ提出してください。謝金を支払う際は、謝金単価を基準とし常識の範囲を超えない妥当な根拠による積算が必要となります。

#### (1) 謝金の範囲

当該研究遂行のために協力(資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等)を得た人への謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費に要する経費です。謝金は、協力を得たからといって誰にでも支払ってよいものではありません。同一の研究機関に所属する他の研究者や身内の者には、謝金を支出することはできません。謝金の趣旨に鑑み、誤解を招くことがないように適正に執行していただくようお願いします。平成16年度から、研究機関が契約の当事者となり雇用契約を行う場合に限って研究に協力する者を雇用するための経費が支出できるようになりましたが、所定の事務手続き等が必要となりますので事前に**総務課 庶務係**にご連絡ください。

#### (2) 謝金の単価

謝金の性格上、定められた単価はありませんが、「科学研究費補助金の取扱いについて(平成15年度)」に示された金額を基準とします。

##### ① 資料整理、実験補助

1日当たり、概ね7,600円(1日の勤務時間は8時間(実働)として計算。  
時間単価 950円)

##### ② アンケートの配付・回収、資料収集(旅行を伴うもの)

1日当たり、概ね7,600円+旅行に要した実費

##### ③ 翻訳・校閲(本業等でない者に依頼した場合)

翻訳…日本語400字当たり、概ね4,800円  
校閲…外国語300語当たり、概ね2,600円

##### ④ 専門知識の提供

本学における非常勤講師手当の単価を基準とします。これによらない支出については常識の範囲を超えない妥当な根拠による積算が必要となります。

教授相当……1コマ90分(2時間) 13,000円(時間単価 6,500円)

准教授相当…1コマ90分(2時間) 11,000円(時間単価 5,500円)

講師相当……1コマ90分(2時間) 9,600円(時間単価 4,800円)

助教相当……1コマ90分(2時間) 8,800円(時間単価 4,400円)

#### (3) 謝金に関する留意点

- ① 謝金により業務を依頼する場合には、必ず事前に本人に業務内容を説明し、了解を得た上で業務を行わせて下さい。
- ② 研究室等に一定期間(2日以上)出勤して作業を行わせる場合、出勤表(別紙6)を総務課において管理します。会計検査院の現地検査の際に厳しく点検されることとなりますので、印鑑のまとも押しなどは避けてください。
- ③ 実働が1日8時間を超えるアルバイト、深夜に及ぶような時間帯でのアルバイトの依頼はできません。
- ④ 謝金とは別に通勤手当等を支払うことはできません。

### 【源泉所得税の納付義務】

謝金の支払いについては、所得税の徴収（源泉徴収）をしなければならない場合がありますので、事前に財務課財務係へご相談ください。源泉所得税は学園が預かって税務署に納付します。

#### 《源泉徴収する必要があるケース》

- ・ 1日の支払い額が9,300円を超える場合
- ・ 継続して2ヶ月を超えて作業を依頼した場合
- ・ 講演謝金や専門的知識の提供にかかる謝金

（国内居住者は総支給額の10%が、国内非居住者は20%が税額とされ、総支給額からこの税額分を差し引いた額を個人に支払うことになります。）

### 【社会保険料関係】

社会保険事務所の指導により、平成8年から一部アルバイトに健康保険料や雇用保険料が掛けられるようになっていますが、これらの社会保険料を科研費から支出することはできません。（学園が雇用する場合を除く。）従って、謝金支払いの際は社会保険料の問題が生じないように、一定の基準を守って執行する必要があります。

- a. 1ヶ月に121時間以上実働があり、且つ、2ヶ月以上連続して勤務させると健康保険に加入しなければならない。
- b. 以下の条件をすべて満たす場合、雇用保険に加入しなければならない。
  - ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
  - ② 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。
  - ③ 労働時間、賃金その他の労働条件が就業規則、雇用契約書等に明確に定められていること。

アルバイトの依頼に際し、上記a、bのいずれにも抵触しないで協力を依頼できる勤務時間は、1週間で19時間まで、1ヶ月では76時間までに制限されます。アルバイト料として謝金を支出する場合は、同じ人に資料整理・実験補助などの業務を依頼する場合で、1ヶ月の勤務時間が76時間を超えるような時は、2ヶ月を超えて連続するのを避け、2ヶ月続いた後の1ヶ月は完全に空けるとか、あるいは、複数の人数を確保して1ヵ月単位で依頼するなど、絶対に社会保険の問題が生じない形で執行するようにしてください。

ただし、1ヵ月の勤務時間が76時間を超えない場合には、この社会保険料の問題が生じることはありません。

## 4. 「その他」の費目

当該研究を遂行するために必要な印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用）など、他の支出費目に該当しないものは全てこの費目で処理することになります。購入方法等については、物品費と同様に**財務課 用度管理係**へ「購入・支払依頼書」を提出してください。

なお、通信運搬費、交通費については、領収書等を添付のうえ、**総務課 庶務係**へ提出してください。

- ※1 会議費については、請求書、納品書などとともに、会議出席者の氏名・職名、会議の目的や内容などが判る会議等開催記録（別紙7）を研究代表者が作成し、支払関係書類に添付してください。会議に伴う食事代・茶菓子代の支出は、長時間の会議の場合等とし、安易に支出しないようご留意願います。※2 各種学会年会費および入会金については、科学研究費補助金より支出することはできませんのでご留意願います。

## 研究終了に伴う手続きについて

### 1. 研究実績報告書の提出

当該年度の研究が終了すれば、全ての研究代表者は、研究実績報告書を作成しなければなりません。この報告書は、交付申請書の記載事項（研究の実施計画）と対比し、当該年度にどのような研究を実施したかなど、その概要の記入を求めた研究実績報告書と、当該年度の研究費の収支の内訳を報告する収支決算報告書から構成されます。報告書の学内提出期限および記入様式は、平成24年1月中旬頃に研究代表者宛に通知する予定です。

### 2. 研究成果報告書の提出

特別推進研究、特定領域研究の計画研究、新学術領域研究(研究領域提案型)の計画研究、新学術領域研究(研究課題提案型)、基盤研究、若手研究、特別研究促進費および学術創成研究費の研究課題の研究代表者は、研究計画の最終年度に、補助金により実施した研究の成果について取りまとめる義務があります。(平成20年度が最終年度にあたる研究課題から新たな様式により報告することとなりました。なお、特定領域研究及び新学術領域研究(研究領域提案型)については、これまでどおり研究成果報告書(冊子体)を作成してください。文部科学省(日本学術振興会)への提出期限は最終年度の翌年度の6月30日までとなっておりますので、今年度が最終年度となっている研究代表者の方はご留意願います。学内提出期限等につきましては、実績報告書の提出依頼時に併せて通知する予定です。

※ 研究実績報告書は、実施した研究内容を単年度毎(毎年度行う)に報告する書類です。研究成果報告書は、複数年に亘る研究期間の最終年度にのみ提出を義務付けられた書類で、研究期間中にどのような成果が得られたかを報告するものです。

会計検査院の实地調査においても、研究成果報告の提出が重視されています。定められた期限内にきちんと成果の提出がなされているかがまず検査され、守られていない研究課題を選んで、年度毎の研究が交付申請書に記載された内容どおりに実施されたかどうか入念に調査されます。

### 3. 自己評価報告書の提出

平成20年度から、特別推進研究、特定領域研究の計画研究、新学術領域研究(研究領域提案型)の計画研究、基盤研究、若手研究及び学術創成研究費のうち、研究期間が4年以上の研究課題で、研究期間の3年目にあたる研究課題の研究代表者は、自己点検による中間評価を実施し、翌年度の実績報告時に、新様式「自己評価報告書」により報告することとなりました。ただし、平成22年度に日本学術振興会が「科学研究費補助金(基盤研究等)における審査及び評価に関する規程」に基づき行う「研究進捗評価」を受ける研究課題を除くものとする。なお、特定領域研究及び新学術領域研究(研究領域提案型)の研究領域の評価については、従来の中間・事後評価を行います。報告書の学内提出期限および記入様式は、平成24年1月中旬頃に研究代表者宛に通知する予定です。

## その他の事項について

### 1. 相談窓口および通報窓口の設置について

下記の窓口を設置していますので、ご活用下さい。

#### ①相談窓口：総務課庶務係（内線番号：533）

使用ルールに関する相談を受け付けます。相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに対応し、効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めます。

#### ②通報窓口：総務課長（内線番号：531）

研究活動等の不正行為についての通報を受け付けます。通報窓口は、通報事項を学長に速やかに報告するものとし、通報者の保護に十分配慮します。

### 2. 人権保護及び法令等の遵守について

研究計画の遂行において、人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、以下の点について十分に配慮して下さい。

①相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究計画、個人情報取扱いに配慮する必要がある研究計画又は法令等に基づく手続きが必要な研究計画については、倫理委員会等の承認を得る等の手続きの処置を講じて下さい。

②ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究）の研究課題にあつては、法令等に従い、ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査専門委員会の承認を得る等の処置を講じて下さい。

### 3. 内部監査の実施について

平成16年度から各研究機関において内部監査が義務づけられました。毎年、無作為に抽出した補助事業（全体の概ね10%）について監査を実施し、各年度の応募の際に、その実施状況及び結果について文部科学省（日本学術振興会）に報告することとなっています。

なお、上記により実施する監査の一部（監査を実施する補助事業の概ね10%）については、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めて徹底的なものとする事となっておりますのでご留意願います。

また、一昨年度より本学園監事による監査を実施し、より厳格な監査を行っております。監査の時期及び方法等につきましては、後日、研究代表者あて通知します。

### 4. 間接経費の拡充について

使用ルールの中で、間接経費は、研究機関に譲渡され、研究代表者および研究分担者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することになっている為、本学でも施設設備費や人件費等様々な用途に使用しています。

### 5. クレジットカードでの支払いについて

カードによる支払いは、物品の購入から支払いが完了するまでの流れを見ると、立替払いの一種と見なされるため、無制限に認められるものではありません。カードによる支払いを行った場合は、「購入・支払依頼書」に記入の上、後日カード会社から送付される請求書の写し及び当該請求書記載の支払額・支払先が確認できる書類を添えて担当課へ提出してください。

なお、個人情報保護の観点から、カード利用明細書の補助金の支出に関係しない部分については黒く塗りつぶすなどの処理をしておかまいません。

カードによる支払いは次のような場合に限り認めるものとします。

- (1) 海外での成果発表に係るもの（国際会議の登録料、外国雑誌への論文投稿料）のうちカードによる支払いが一般化しているものの場合
- (2) インターネットで購入する物品などで、カードでしか支払いができない場合
- (3) 研究機関を離れ、外国で調査研究を行うにあたり多額の現金を持ち歩くことが不用心であると判断されるような場合

#### 【留意点】

- ①カードによる支払いは、利用する研究者の責任において行って下さい。
- ②カード利用に係る請求は、通常1カ月後の時期にされることから、補助金の執行可能額を超えないように考慮して下さい。また、繰越し以外で年度を超える利用は絶対に認められないので、年度を越えて支払い要求があっても科研費から支出することはできません。
- ③カードの利用は、一般的な一括払いに限る。これ以外の分割払いやリボ払いは認められません。

## 6. 行動規範について

本学の科学研究費補助金における行動規範は特に定めてはいないが、研究者及び事務職員においては、『学校法人福岡歯科学園就業規程～第3章 服務規律』を遵守すると共に、「競争的資金等には研究機関に交付されるものと個々の研究者の研究遂行のためのものがあるが、個人への補助の性格を有するものであっても、その原資が国民の税金である以上、国民の信頼に応えるため、競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべきである【研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）抜粋】」という共通認識を持たなければなりません。

## 7. 科学研究費補助金以外の公的研究費の取り扱いについて

科学研究費補助金以外の公的研究費【例）二国間交流事業、厚生労働科学研究費補助金、厚生労働省がん研究助成金など】についても、本要領を準用するものとして研究機関による管理を行いますので、ご留意下さい。また、公的研究費によって取扱規則・細則・要領等が別途定められている場合には、その規則等の取扱いによるものとします。

### 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）について

基金化の対象は、「基盤研究（C）」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究（B）」のうち、平成23年度以降に新たに採択された研究課題です。

#### 制度の概要

- ①研究の進捗に合わせた研究費の前倒し使用が可能になります。  
⇒従来の補助金分の科研費では、翌年度以降の研究費を前倒して使用することはできません。
- ②事前の手續なく、研究費を次年度に使用することが可能になります。  
⇒従来の補助金分の科研費では、研究費の次年度使用を希望する場合には、理由書提出など事前の手續きを経て繰越を行う必要があります。
- ③年度をまたぐ物品の調達が可能になります。  
⇒従来の補助金分の科研費では、年度を越えた使用は認められません（繰越が認められた場合を除く）

※詳しい問い合わせ等は総務課庶務係（内線番号：533）までご連絡ください。